

○環境省告示第四十六号

悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）第一条及び第六条の二第一項第一号の規定に基づき、臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成七年九月環境庁告示第六十二号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月三十一日

環境大臣 浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののよう
に改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

名 出 後	名 出 温
別表 臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法 第1 (略) 第2 装置及び器具 装置及び器具は、次に掲げるとおりとする。 1 (略) 2 判定試験用装置及び器具 (1) (略) (2) 排水試料用判定試験用装置及び器具 ア 無臭水製造装置 <u>日本産業規格K0102-1</u>に定める装置又はこれと同等以上の性能を有するものであること。 イ～カ (略) 備考 (略) 第3 (略)	別表 臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法 第1 (略) 第2 装置及び器具 装置及び器具は、次に掲げるとおりとする。 1 (略) 2 判定試験用装置及び器具 (1) (略) (2) 排水試料用判定試験用装置及び器具 ア 無臭水製造装置 <u>日本産業規格K0102</u>に定める装置又はこれと同等以上の性能を有するものであること。 イ～カ (略) 備考 (略) 第3 (略)